

堺市公報 号外第26号	令和7年3月28日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;条例&gt;</b>	
○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 【ICTイノベーション推進室】	6
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【泉北ニューデザイン推進室】	7
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 【総務局行政部法制文書課】	8
○堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例 【総務局行政部法制文書課】	13
○堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	15
○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 【環境局環境事業部環境業務課】	17
○堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	18
○堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	20
○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	21
○堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例 【産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室】	22
○堺市手数料条例の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部建築安全課】	26

○堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	
【消防局総務部総務課】	29
○堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	31
○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
【総務局人事部人事課】	32
○堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	34
○堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
【消防局総務部人事課】	35
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	37
○堺市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例	
【議会局政策総務課】	38

## 本号で公布された条例のあらまし

### ○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第1号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正及び個人番号を利用する事務の名称の変更等に伴い、児童手当法に基づく特例給付に関する事務等に係る規定の削除、名称の変更等を行うもの

### ○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第2号）

旧高倉台西小学校跡地の活用に係る事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市旧高倉台西小学校跡地活用事業者選定委員会を新たに設置するもの

### ○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和7年条例第3号）

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例について所要の改正その他規定の整備を行うもの

### ○堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例（令和7年条例第4号）

職員等である個人を被告として提起された本市の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟

に職員等が勝訴した場合における弁護士報酬に係る費用を本市が負担することにより、職員等が職務に精励できる環境を整備し、もって市政の円滑な推進に資することを目的として、弁護士費用の負担に関する事項を定めるもの

**○堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例（令和7年条例第5号）**

堺市美原B&G海洋センターの附属施設である第1プールの使用料の上限額を定めるもの

**○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第6号）**

本市及び本市から委託を受けた者以外の者による一部の家庭廃棄物に係る収集又は運搬の禁止について明確にするため、所要の改正を行うもの

**○堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年条例第7号）**

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設における職員の配置及び生活指導等に係る基準について見直しを行うもの

**○堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年条例第8号）**

児童福祉法の一部改正及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「府令」という。）の制定に伴い、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、府令に定めるとおりとする旨規定するもの

**○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和7年条例第9号）**

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）等の一部改正に伴い、本市における認定こども園の設備及び運営に関する基準について、基準省令等と同等の内容とする改正を行うもの

**○堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号）**

本条例の有効期限を延長し、並びに本市の工業適地及び都市拠点における市税の不均一課税措置の対象等の見直しを行うもの

**○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年条例第11号）**

- (1) 建築基準法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく関係手数料の額を引き上げるもの
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定を要しないものに係る建築確認審査に関する事務について、手数料を新たに徴収することとするもの
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準への適合を任意で申請する場合の認定に関する事務に係る手数料を廃止するもの

**○堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第12号）**

- (1) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、本市の非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額について、勤務年数が35年以上の者に係る区分を新たに追加し、及び当該区分における階級ごとの支給額を定めるもの
- (2) 刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴う所要の改正を行うもの

**○堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第13号）**

人事委員会勧告を踏まえ、地域手当の支給割合を改定し、及び義務教育等教員特別手当の月額を見直すもの

**○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第14号）**

職員が請求した場合において、その養育のために時間外勤務等の制限の対象となる子の範囲について、3歳に満たない子から、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学の始期に達するまでの子に拡大し、及び任命権者が講ずべき介護離職防止のための仕事と介護との両立に資する制度又は措置の周知等に関する措置等について定めるもの

**○堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第15号）**

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付について、同法の規定による報告又は物件の提出若しくは提示をしない者等に対し、過料を科する旨定めるもの

**○堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第16号）**

消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出勤し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務として遭難救助活動等に従事する消防職員に対し、新たに緊急消防援助手当を支給することとし、当該手当の額等を定めるもの

**○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和7年条例第17号）**

国民健康保険法の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率の算定条件の変更に伴い、本市の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げるもの

**○堺市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第18号）**

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

## 条 例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第1号

### 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項事務の欄中「堺市子宮がん検診」を「堺市子宮頸がん検診」に改め、同表の14の項を次のように改める。

14 削除	
-------	--

別表第2の12の項事務の欄中「堺市子宮がん検診」を「堺市子宮頸がん検診」に改め、同表の14の項を次のように改める。

14 削除		
-------	--	--

別表第2の58の項事務の欄中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第2号

堺市附属機関の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市榎・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市旧高倉台 西小学校跡地 活用事業者選 定委員会	旧高倉台西小学校跡地の活用 に係る事業者の選定について の審議及び審査に関する事務	10人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで
------------------------------------	---	-------	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理等に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第1条 行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「含む」の次に「。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」を加え、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し、同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第4条 堺市ラブホテル建築等規制条例(昭和58年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第5条 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市屋外広告物条例の一部改正)

第6条 堺市屋外広告物条例(平成7年条例第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 雑則(第28条—第34条)」を

「第8章 雑則(第28条—第31条) に改める。

第9章 罰則(第32条—第37条)」

第6条第2項各号列記以外の部分中「うち、」の次に「第11条に規定する」を加え、「第11条第7号」を「同条第7号」に改め、同項第1号中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加える。

第11条第1号中「(昭和43年法律第100号)」を削り、「第一種低層住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域」に改め、同条第2号中「第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域」に改める。

第33条及び第34条を削り、第32条の2を第37条とし、第32条を第36条とする。

第31条第5号中「又は質問」を「若しくは質問」に改め、同条を第35条とし、第30条の3を第34条とし、第30条の2を第33条とする。

第30条の前の見出しを削り、同条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条を第32条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第29条の次に次の2条及び章名を加える。

(適用上の注意)

第30条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な

権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 罰則

附則第2項中「第一種低層住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域」に、「第二種低層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域」に、「第一種中高層住居専用地域」を「第1種中高層住居専用地域」に、「第二種中高層住居専用地域」を「第2種中高層住居専用地域」に、「第一種住居専用地域」を「第1種住居専用地域」に、「第二種住居専用地域」を「第2種住居専用地域」に改める。

(堺市情報公開条例の一部改正)

第7条 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市循環型社会形成推進条例の一部改正)

第8条 堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第56条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(堺市障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第9条 堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(堺市二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例の一部改正)

第10条 堺市二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（平成18年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第11条 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(堺市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第12条 堺市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第13条 堺市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び附則第9項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 第2編 経過措置

### 第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第14条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第15条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せら

れた者とみなす。

## 第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに堺市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

## 第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第18条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中堺市職員退職手当支給条例第3条及び第6条の4の改正規定並びに第6条中堺市屋外広告物条例第6条、第11条及び附則第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第3条中堺市職員退職手当支給条例附則第9項の改正規定 令和7年4月1日

堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第4号

堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求  
訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員等である個人を被告として提起された本市の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に当該職員等が勝訴した場合において、当該訴訟の追行のために弁護士（弁護士法人を含む。以下同じ。）に対して支払った弁護士報酬に係る費用を本市が負担することにより、職員等が職務に精励できる環境を整備し、もって市政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する本市の職員又は当該職員であった者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員

イ 市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長その他市長が特に認める職員

(2) 損害賠償請求訴訟 職員等がその職務（本市の事務又は事業に係るものに限る。）

を行うについて故意又は過失によって違法に他人（本市を除く。以下同じ。）に損害を与えたとして、当該他人が職員等を被告として提起した損害賠償の請求を目的とする訴訟をいう。

(弁護士費用の負担)

第3条 本市は、職員等が他人から損害賠償請求訴訟を提起された後、当該損害賠償請求訴訟について勝訴（一部勝訴を除く。）をしたことが確定し、当該職員等が弁護士に対して当該損害賠償請求訴訟の追行に係る報酬を支払った場合において、第1条の目的に

照らして市長が必要と認めるときは、当該報酬に係る費用の額（保険給付その他の事由により当該職員等が負担を免れる場合にあつては、その免れる額を控除した額）の範囲内で相当と認められる額を負担することができる。

- 2 前項の規定による負担は、同項の職員等から申出があつた場合において、当該職員等に補助金を交付することにより行う。

（補助金の交付の要否等）

第4条 市長は、前条第2項の規定により補助金を交付するか否か及び交付する場合における交付額を判断するに当たり必要があると認めるときは、弁護士（市長が適当と認める者に限る。）の意見を聴かなければならない。

（地方公営企業の特例）

第5条 損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為が本市が経営する地方公営企業の事業に関するものである場合におけるこの条例の規定の適用については、この条例（第2条を除く。）中「市長」とあるのは「地方公営企業の管理者」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に提起される損害賠償請求訴訟について適用する。

堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第5号

堺市美原B&G海洋センター条例の  
一部を改正する条例

堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条、第21条関係）

1 体育館専用（団体）使用料

区分		単位	使用料
体育館	体育室	全日	13,820円
	会議室	全日	3,130円

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあっては、前号の規定により算定した額。次号及び第5号において同じ。）の3倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の10倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の20倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

(5) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める額を基本料金に加算した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

## 2 第1プール共用（個人）使用料

区分	単位	使用料
第1プール	1人・1回	250円

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第6号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する  
条例の一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第16条の2 本市（本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）

以外の者は、一般廃棄物処理計画で定められた場所に排出された家庭廃棄物（缶、びんその他の規則で定めるものに限る。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して同項の家庭廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第7号

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「生活保護法第19条第4項に規定する」を削り、「実施機関」の次に「（生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第18条第2項中「又は機能」を「、又は機能」に改め、同条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者各人に個別支援計画を作成しなければならない。ただし、一時的又は臨時的な入所者であって、保護の実施機関が個別支援計画の作成を要しないと認めるものについては、この限りでない。

第22条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第23条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、一時的又は臨時的な入所者であって、保護の実施機関が個別支援計画の作成を要しないと認めるものについては、この限りでない。

第23条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

第27条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第22条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第23条第1項の規定により作成された更生計画であって、この条例の施行の日においてその計画の期間が終了していないものについては、当該計画の期間が終了するまでの間、この条例による改正後の第23条第1項の規定により作成された個別支援計画とみなす。

堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第8号

堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法第34条の16第1項の条例で定める基準）」を付し、同条中「規定する」の次に「家庭的保育事業等の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第3条 法第34条の16第1項に規定する乳児等通園支援事業の条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第9号

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

(堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第10号

堺市イノベーション投資促進条例の一部を  
改正する条例

堺市イノベーション投資促進条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条第3号イ」を「次条第3号エ」に改める。

第2条第3号ア中「、固定資産」を「、家屋」に、「第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）である家屋（住家及び店舗を除く）」を「第341条第3号に規定する家屋（住家及び店舗を除く。）をいう」に、「同条第4号に規定する償却資産」を「償却資産（同条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ中「固定資産である」及び「法第341条第4号に規定する」を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 工業適地内において、企業が、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は償却資産を取得して、脱炭素エネルギー供給拠点の新設、拡張又は移転を行うこと。

ウ 工業適地内において、現に事業拠点（企業が事業の用に供するために設置する経済活動の場所的単位をいう。第6号において同じ。）を有する企業が、特定事業所等の新設、拡張又は移転を伴わずに、償却資産を取得して、当該事業拠点内において次のいずれかを行うこと（既存の償却資産の単なる更新又は買換えによるものを除く。）。

(ア) 成長産業又は特定重要物資・技術に関する事業の用に供する施設（研究所並びに別表第3に定める事業の用に供する工場及び事務所（研究所等の附帯施設を含む。）に係るものに限る。）の新設又は拡張

(イ) 温室効果ガスの大幅な排出削減が見込まれる技術として規則で定めるものの導入

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「が特定事業所等」の次に「及び脱炭素エネルギー供給事業（脱炭素エネルギー供給拠点におけるものに限る。以下同じ。）の用に供するために設置する家屋」を、「実施する事業」の次に「脱炭素エネルギー供給事業、成長産業及び特定重要物資・技術に関する事業並びに第3号ウ(イ)に規定する規則で定める技術の導入」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 脱炭素エネルギー供給拠点 脱炭素化に資するエネルギー又は燃料その他のエネルギー資源を周辺の事業拠点等に供給する事業（以下「脱炭素エネルギー供給事業」という。）を行う拠点であつて、受入設備、貯蔵設備、生産設備、加工設備、供給設備等の一連の施設の組合せにより構成されるものをいう。ただし、原子力発電所及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号。以下「市税条例」という。）附則第3条の2第4項から第7項までの規定の適用を受ける特定再生可能エネルギー発電設備を除く。第2条に次の1号を加える。

(12) 特定重要物資・技術 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第7条に規定する特定重要物資及び同法第61条に規定する特定重要技術であつて規則で定めるものをいう。

第3条第1項第1号中「第2条第3号ア」の次に「からウまで」を加え、同項第2号中「第2条第3号イ」を「第2条第3号エ」に改め、「もの」の次に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号エに規定する企業立地のうち第8条第3項第1号（ウを除く。）又は第2号に規定する家屋又は償却資産に係るものを行おうとする企業で、その投下固定資産額が200,000,000円以上（本社又は研究所を新設し、拡張し、又は市外から市内に移転する場合にあつては、100,000,000円以上）であるもの第3条第2項第2号中「固定資産」の次に「（法第341条第1号に規定する固定資産をいう。）」を加え、同条第3項第4号中「成長産業に係る」を「脱炭素エネルギー供給事業、成長産業若しくは特定重要物資・技術に関する事業、前条第3号ウ(イ)に規定する規則で定める技術の導入又は第8条第3項第1号エに規定する事業に係る」に、「が成長産業」を「がそれぞれ当該事業等」に改める。

第4条第1項中「認定企業は」の次に「、不均一課税措置が終了するまでの間におい

て」を加え、「を変更しよう」を「の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしよう」に改め、同条第2項中「及び第4項」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 認定企業は、不均一課税措置が終了するまでの間において、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 第5条中「認定企業の事業」を「認定事業」に改める。

第8条第1項中「償却資産で」を「償却資産であって」に、「堺市市税条例（昭和41年条例第3号。以下「市税条例」という。）」を「市税条例」に改め、同条第2項中「特定事業所等」の次に「及び脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋」を加え、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する家屋又は償却資産 3分の1

- ア 本社所在地が市外である企業が、工業適地にあつては成長産業又は特定重要物資・技術に関する事業の、別表第2に定める都心地域（以下単に「都心地域」という。）にあつては成長産業に関する事業の用に供する特定事業所等の取得、新築、増築、賃借又は建替え（以下これらを「整備」という。）を行った上で、当該特定事業所等にその本社を移転する場合における当該本社に係る家屋又は償却資産
- イ 工業適地にあつては成長産業又は特定重要物資・技術に関する研究所の、都心地域にあつては成長産業に関する研究所の整備を行う場合における当該研究所の用に供する家屋又は償却資産
- ウ 脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋又は償却資産
- エ 別表第2に定める中百舌鳥地域（以下単に「中百舌鳥地域」という。）において、中小企業の経営支援を行う団体であつて規則で定めるものと連携して規則で定める事業を行う場合における当該事業の用に供する家屋又は償却資産
- オ 別表第2に定める泉ヶ丘地域（以下単に「泉ヶ丘地域」という。）内に投資を促進する成長産業として規則で定める事業の用に供する家屋又は償却資産

第8条第3項第2号中「第3条第1項第2号に該当する企業が、」及び「別表第2に定める」を削り、「特定事業所等を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行う場合」を「家屋又は償却資産」に改め、同項第3号中「前2号以外の場合」を「前3号以外の家屋又は償却資産」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号ウに規定する企業立地により取得した償却資産 3分の2

第8条第4項中「特定事業所等」の次に「又は脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋」を加える。

第10条第1項第3号中「認定事業の長期にわたる休止若しくは廃止」を「不均一課税措置が終了するまでの間において、認定事業が長期にわたり休止され、若しくは廃止されたとき」に改める。

第11条中「市長は」の次に「、前項の規定による報告のほか」を加え、「、規則で定めるところにより」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

認定企業は、認定事業を開始した日の属する事業年度から不均一課税措置の適用期間が終了する日の属する事業年度までの間、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、認定事業の運営状況について市長に報告しなければならない。

第12条中「との調和」を「と経済の好循環」に改める。

附則第5項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附則第6項中「を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行った」を「の整備若しくは脱炭素エネルギー供給拠点の新設、拡張若しくは移転を行い、又は償却資産を取得した」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 令和7年3月31日までにこの条例による改正前の第3条第1項に規定する企業立地計画に係る認定の申請を行った企業については、なお従前の例による。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第11号

### 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第3号ア中「478,000円」を「523,000円」に改め、同号イ中「518,000円」を「566,000円」に改め、同項第4号中「430,000円」を「470,000円」に改め、同項第5号及び第7号中「21,000円」を「24,000円」に改め、同項第8号中「18,000円」を「21,000円」に改め、同項第9号及び第10号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第11号中「12,000円」を「14,000円」に改め、同項第60号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第61号中「365,000円」を「407,000円」に改め、同項第62号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第63号中「365,000円」を「407,000円」に改め、同項第69号中「584,000円」を「651,000円」に改め、同条第2項中「（平成27年法律第53号）」を削り、「特定建築行為に係る建築物で、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないもの」を「要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為」に、「前項第3号」を「第1項第3号」に、「額に、428,100円」を、「額に、815,200円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為であって建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為であって同令第2条第1項第1号に該当するものに係る前項第1号の規定の適用については、同号中「額」とあるのは、「額に、982,600円以内において規則で定める額を加算した額」とす

る。

第34条第2号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第4号中「21,000円」を「24,000円」に改める。

第34条の3第1号中「3,290,900円」を「3,342,600円」に改め、同条第2号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第4号中「21,000円」を「24,000円」に改め、同条第5号中「1,647,700円」を「1,672,700円」に改め、同条第6号中「1,240,000円」を「3,342,600円」に改め、同条第7号中「620,600円」を「1,672,700円」に改める。

第34条の5第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項後段」を「第11条第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「1,237,700円」を「3,337,900円」に改め、同条第2号中「第12条第2項後段」を「第11条第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「619,500円」を「1,670,400円」に改め、同条第3号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に、「619,500円」を「1,670,400円」に改め、同条第4号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「3,286,300円」を「3,337,900円」に改め、同条第5号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第6号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第7号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「21,000円」を「24,000円」に改め、同条第8号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「1,645,400円」を「1,670,400円」に改め、同条第9号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「1,237,700円」を「3,337,900円」に改め、同条第10号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「619,500円」を「1,670,400円」に改め、同条第11号を削る。

第40条第1項第10号中「第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項」を「第29条第1項又は第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第12号

堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例

堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成20年条例第33号）の一部  
を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表中

「		「			」
	を		に改める。		
」		」			」

30年以上	30年以上 35年未満	35年以上
979	979	1,079
909	909	1,009
849	849	949
809	809	909
734	734	834
689	689	789

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤の

消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤の消防団員については、なお従前の例による。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第13号

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第24条第2項中「13,000円」を「8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第10条第1項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第14号

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「3歳に満たない」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの」に改め、同条第2項中「小学校又は義務教育学校の前期課程への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）」を「小学校等就学」に改め、同条第4項中「3歳に満たない」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの」に、「第2項中「小学校又は義務教育学校の前期課程への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第12条の3において「配偶者等」という。）」を加え、同条第3項中「勤務時間」を「勤務」に改める。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員がその配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前

項に規定する事項を知らせなければならない。

- 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後においてこの条例による改正後の第7条の4第1項の規定による時間外勤務等の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（その3歳から小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、同日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第15号

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に  
関する条例の一部を改正する条例

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項（）」を「法第10条の5若しくは法第13条（）」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第16号

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の  
一部を改正する条例

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 緊急消防援助手当

第4条第1項中「第6条」を「第7条」に改め、同条第3項各号中「とき。」を「とき」に改める。

第5条第1項中「職員」の次に「（次条に規定する手当の支給を受ける職員を除く。）」を加える。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第3条及び第6条に規定する手当の支給要件」を「この条例に規定する特殊勤務手当（その額が日額で定められているものに限る。）の支給要件の2以上に、「同条に規定する手当」を「支給要件を満たしている特殊勤務手当のうち、手当の額が最も高額であるもの」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（緊急消防援助手当）

第6条 緊急消防援助手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した地方公共団体に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務として異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助活動等に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき1,080円とする。

3 第1項に規定する遭難救助活動等の全部又は一部が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める額）を前項に規定する額に加算する。

(1) 日没時から日出時までの間におけるものであるとき 540円

(2) 著しく危険な区域（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令等に基づき立入りの禁止、退去の命令等の措置がなされた区域（第1項に規定する遭難救助活動等の実施後において、当該活動等に係る災害に関し、当該措置がなされた区域を含む。）をいう。）におけるものであるとき 1,080円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年9月1日から適用する。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第17号

### 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条の5の10中「220,000円」を「240,000円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第18号

### 堺市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条第10項中「以下」を「第13条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第13条第5項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第32条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条、第13条、第18条、第19条、第32条、第33条、第39条、第40条及び第49条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。